

『DPC 対象病院』へ移行のお知らせ

当院は、令和 2 年 4 月 1 日から、厚生労働大臣が指定する DPC 対象病院として、「包括払い(DPC/PDPS)方式」による入院診療費の計算方法に変更となります。

令和 2 年 4 月 1 日以降に当院の急性期病棟へ入院される患者さまの入院診療費の計算方法は、従来の「出来高」方式から、「DPC/PDPS(包括評価)」方式へ変更になります。計算方法の変更により、診療内容が変更することはありませんので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。なお厚生労働省で指定された一部の疾患につきましては、現在と同じ「出来高」方式となります。

DPC とは

Diagnosis (診断) Procedure (処置・手技) Combination (組み合わせ) の略で、入院期間中に医療資源(薬、技術、人件費等)を最も投入した「傷病名」と、入院期間中に提供される手術、処置、化学療法などの「診療行為」の組み合わせによって分類され、「診断群分類」と言われます。

DPC/PDPS (包括評価) 方式とは

Diagnosis Procedure Combination/Per-Diem Payment System の略で、医師が入院患者さまの病名、手術などの診療行為をもとに DPC(診断群分類)で対象疾患を分類し、その分類ごとの一日あたりの点数によって計算される「包括評価」部分と「出来高評価」部分を組み合わせて計算する方式です。

診断群分類別包括評価 (DPC) に関するご質問【Q&A】

Q) DPC 制度を導入する目的は何ですか？

A) DPC は国の政策として急性期医療を担う病院を対象に導入されています。その目的は医療の質の向上と在院日数の短縮にあるとされています。

Q) 従来の診療内容と何か変わるのでしょうか？

A) 当院では入院中の治療として必要と判断される医療行為は従来通り行いますが、入院して行う必要のない検査や医療行為は、入院前もしくは退院後に外来で実施することがあります。

Q) 入院患者のすべてが DPC 制度の対象になるのでしょうか？

A) 原則、当院の急性期病棟に入院される患者さまが対象となりますが、下記に該当する場合には出来高払い制度の対象となります。

- ・ 患者さまの主病名や治療の内容が DPC (診断群分類) に該当しないと医師が判断した場合
- ・ DPC/PDPS (包括評価) 方式で急性期病棟に入院された患者さまが、地域包括ケア病棟へ移られた場合。(地域包括ケア病棟へ移られた後、一定の期間は DPC/PDPS (包括評価) 方式が継続し、期間終了後は、地域包括ケア病棟入院料を算定させていただきます。
- ・ DPC 制度に定められた入院期間を超えて入院されている場合
- ・ 入院後 24 時間以内に亡くなられた場合
- ・ 労災・公務災害、交通事故 (自賠責保険使用) 等の自費診療に該当する場合

Q) 計算方式が変わることによって入院医療費は高くなりますか？

A) DPC/PDPS (包括評価) 方式では、入院している間の病名や手術・処置などの診療行為によって、1 日当たりの金額が決まります。そのため、従来の出来高方式に比べると高くなる場合も安くなる場合もございます。また、入院された日数によっても、1 日当たりの金額が変わる仕組みになっております。

その他に、この制度では厚生労働省から DPC 対象病院ごとに定められた基準があるため、同じ病名で同じ診療行為を行っても対象病院によって金額が若干異なります。また、食事代や室料差額代は従来通りお支払頂きます。

Q) 複数の病気を治療したり、診療科が変わったりした場合にはどうなりますか？

A) DPC/PDPS (包括評価) 方式では、入院されている間に「もっとも医療資源を投入した傷病名」で DPC (診断群分類) が決まり、1 日あたりの金額が決まります。

「DPC (診断群分類) は 1 回の入院につき 1 つだけ」と定められているため、複数の病気を治療していたり、診療科が変わったりした場合でも前述の基準により分類の中の一つに決定されます。また入院途中で新たに病気を発症し、DPC (診断群分類) が変わった場合には、入院日にさかのぼって入院医療費の計算をやり直します。この場合には次回請求額などで、医療費の過不足を調整させていただきますので、予めご了承ください。

Q) 高額療養費制度の取り扱いはどうなりますか？

A) 従来どおり高額療養費の取扱いは変わりません。

Q) 令和 2 年 4 月前から入院している場合、診療費はどうなりますか？

A) 令和 2 年 4 月 1 日前から継続して入院されている患者さまにつきましては、引き続き「出来高」方式となります。

患者さま、ご家族さまにおかれましては、引き続きご理解、ご協力の程をお願い致します。

なお、ご質問等ございましたら、1 階の医事課入院係にお問い合わせください。